

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
計画全般に関わるもの				
1	成年後見制度の目的の中にある、成年後見人、保佐人及び補助人の判断能力による種類の違いについて図式等を用いて説明を入れていただくと、わかりやすいと考える。	御意見のとおり、資料編に後見人、保佐人、補助人及び任意後見人の類型について説明する表を追加掲載します。	3	②
2	北九州市内における成年後見制度利用数が示されるとわかりやすい。(数値的把握が難しいのであれば、福岡家庭裁判所小倉支部管内の数値があればわかりやすい)。また、高齢者(とりわけ認知症高齢者)や障害者のそれぞれ何パーセントの方が成年後見制度を活用しているのか、現状がわかれば合わせてお示しいただきたい。「みと」や「らいと」「地域包括支援センター」「高齢者障害者相談係」「基幹相談支援センター」が相談を受けている現状(相談数)や申立に関与した数値を資料の中でお示しいただきたい。	成年後見は全国の家庭裁判所が扱う家事事件のため、利用者数や開始原因等の統計データは家庭裁判所の所管となり、毎年最高裁判所が「成年後見事件の概況」を公表しています。そこでは自治体別の状況は公表されていませんが、平成30年度の福岡家裁管内申立て総数は1,513件(全国36,186件)となっています。 なお、認知高齢者や障害のある方の何パーセントの方が成年後見制度を利用しているかは把握されていません。 また、一般社団法人北九州成年後見センター「みと」では、市民の方からの成年後見制度についての相談を受け付けています。平成30年度相談実績は延205件で、相談件数は毎年増加傾向にあります。これらの状況を踏まえ、各機関と連携し成年後見制度の利用促進に向け対応ができるよう環境を整備して参ります。	3	②

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
3	現状を把握するため現在の市長申立てを行っている数やその理由や経緯（高齢者虐待等）、成年後見利用支援事業の概要や利用状況を示していただきたい。また任意後見、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業についても「権利擁護」として確立されたものであり、それらの詳細な説明を加えていただきたい。あわせて本人の権利や生活を支え、この制度を有効に活用するためにも、市長申立てを行う際には、どのような条件のもとおこなっているのか、その実情をお示しいただきたい。現状において、成年後見制度利用支援事業は「市長申立」に限定されていることも素案の中で触れていただき、今後は経済的に困窮する方に対しても「身近」な制度として活用できる体制づくりについて検討していただきたい。	本計画は、本市における成年後見制度利用に向けた基本方針を示すものであります。このため、個別の施策については、基本方針を基に検討してまいります。今後も事業の実施にあたっては、個々の事案において丁寧な対応を行うよう心掛けてまいります。また、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の説明は資料編に掲載いたします。なお、身寄りのない判断能力が不十分な認知症高齢者等で法定後見の利用が必要な人への市長申立ての実施について、成年後見制度の利用環境の整備の一つとして掲載させていただきます。	3	②
4	身上監護に重点を置くための利用促進計画であることや北九州市SDGs未来都市計画の目指すゴールに向けて、北九州市独自の身上監護重点型の施策が計画の中に盛り込まれることを期待したい。政令市No.1の高齢化率を誇る北九州市は全国的にも先駆けた介護予防支援等、これまでも注目を浴びることが多かった。この成年後見利用促進計画においても「北九州らしさ」を示すべく成年後見活動を主におこなっている三士会との連携等を「深化」することを盛り込んでいただきたい。	国の基本計画においても利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善のため、財産管理と意思決定支援・身上監護（保護）の重視を基本としています。本市においても、地域連携ネットワークを生かし、成年後見人等と介護支援専門員などの成年後見人等に関わる支援者がチームとなり、成年被後見人等を支える体制の構築により、自己決定権と本人保護の調和を図りたいと考えております。具体的な実施にあたっては、チーム支援の他、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等、成年後見制度にかかわる専門職団体とのより一層の連携を図るため、今後専門職団体と協議して参りたいと考えております。	3	③

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
5	<p>市政モニターアンケート結果で、成年後見制度を「知っている」が約6割を示すのに、「利用したい」は4.5割と少ないのが気になります。「利用したくない」理由を把握されている状況があれば、その点について改善策が考慮されることが重要かと考えます。</p>	<p>市政モニターアンケートにおいて、成年後見制度を利用したくないと回答のあった方の多くが、「後見人でなくても家族がいるから」「手続きが大変そうだから」という理由によるものでした。</p> <p>この状況から、本市としては、まずは成年後見制度について、制度理解や高齢期の備えのために、市民等への広報に、幅広く取り組んで参ります。</p>	2	③
6	<p>まず、思った事は成年後見制度は難しいということでした。成年後見制度（判断能力が十分でない人を援助する）の利用対象者は多いが、後見人になれる人材が不足しているのではないかと思います。申し立て件数はH12年度9,007件～H29年度35,737件で約3.9倍。35,737件－9,007件で26,730件の増加。26,730件÷7年間＝3,818件となる。この年間増加は少ないと考えます。7年間で進んでいないのではないかと思います。どのようにして増やすかが課題なのではないでしょうか。</p> <p>次に、制度の問題よりも後見人そのものが信用できる人物か否かということが課題ではないでしょうか。これは難しい問題だと思います。簡単にはいかないと思います。まず、信頼できる人物を育てるための、教育はどのようなものがよいのでしょうか。次に、一番難しいのは不正の防止と考えます。全ての人が善人だったら全ての人が後見人となれるのでしょうか。私の考える後見人になるべき人の優先順位は、第一に家族、第二に弁護士、第三にはほかの人です。後見人教育の中に「倫理」（道徳心）を設け、しっかりと伝えればどうでしょうか。不正の防止という課題をクリア出来れば、後見人がもっと増えるのではないのでしょうか。</p>	<p>成年後見制度の利用状況が、認知症高齢者や知的障害や精神障害のある人の数と比較すると、十分に利用されているとは言えない状況を踏まえ、本計画では、具体的な取り組みとして、新たに設置する中核機関において、成年後見制度の広報や相談窓口の開設を行います。</p> <p>また、親族後見人、市民後見人等の専門的知識を持たない成年後見人等を支援するため、親族後見人等に向けた研修を実施するなど、成年後見人等を支援する取り組みを実施します。</p>	2	①

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
成年被後見人と成年後見人の支援に関わるもの				
7	<p>北九州利用促進計画では、「成年被後見人等に関わる困難な問題や身体・財産に重大な影響を及ぼす事案などチームだけでは対応が困難な問題については、チームからの支援要請を踏まえながら介護保険制度に基づく地域ケア会議又は障害者総合支援法に基づく自立支援協議会の会議を開催し、問題の解決を図るものとします。地域ケア会議等においては、必要に応じ、家庭裁判所、各専門職団体、医療関係者、地域の見守りボランティアなどの参加を得」としている。平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画において、地域連携ネットワークとして、既存の取組を活用しつつ地域の実情に応じて進めていくとされており、「専門家を加えた協議会」として、必ずしも新たな協議体を作る必要はないので、計画において、地域で稼働している既存の会議体を利用することについて異論はない。しかし、北九州市利用促進計画では、「専門家を加えた協議会」として、専門家がどの会議体にどのような場合に参加する必要があるのか、また、その必要性をどの機関が判断するのかが明らかにされていない。また、「協議会」の場に成年後見制度利用促進法第3条3項及び第8条2項の規定から、常に法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）が関わり必要な助言を行うことや、家庭裁判所とも密接な連携をとることが重要であると考えら（「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（成年後見制度利用促進体制整備委員会）53頁乃至54頁参照）、さらに成年後見制度利用促進基本計画においても、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築ポイントとされているように、成年後見人等の抱える問題解決のためには、権利擁護の観点が必要であると考え。したがって、北九州市利用促進計画においても、高齢・障害分野の関係機関や権利擁護の専門職団体が参加する常設の協議会を設置することを明らかとすることが必要と考える。</p>	<p>本計画における協議会は、これまで培った仕組みを活用しつつ、有機的な連携を図るため、チームからの支援要請を受け既存の会議体（地域ケア会議や、自立支援協議会）を開催し、問題の解決を図ることを目指しており、同会議開催者が開催にあたり事案に即した各専門職に対して、会議への参加についての招集を行うことを想定しております。このため計画内では具体的に専門家がどの会議体にどのような場合に参加するかは記載しておりません。</p> <p>なお、高齢・障害分野の関係機関が参加する常設の協議会のあり方については、家庭裁判所などが開催している会議の活用など、関係機関と今後協議、検討して参ります。</p>	3	③

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
8	<p>私の父が昨年末に認知症であることが判明しました。しかしながら、父は親族からの個人的な借金を含めて多額の債務があります。子の三人とも独立した家計を営んでおり、自分達の生活を守るため、父からはできるだけ距離を置いて生活しています。母親は、精神障害一級で特養に施設入所中です。父と母は国民年金と障害者年金で生活しており、このような状態で成年後見人になると、父の借金についても関与せざるを得ず、債権者が取り立てに来ることを恐れ、現状では兄弟の誰も成年後見人になりたくありません。また、誰に借りているのかも詳細が不明で、仕事もあるため破産の代行をする時間を確保するのも困難な状態です。かといって、成年後見人を弁護士等へ依頼する費用も捻出できそうにありません。このような状況は割とあると思いますので、「第4 具体的な取り組み」の「2 成年後見制度の利用環境の整備」「(1) 地域連携ネットワークの三つの役割」に、多額債務により成年後見人を確保することが困難な事例についての支援体制を構築していただくことをお願いできませんでしょうか。法的な問題があり、なかなか難しいと思いますが、ご検討をよろしくお願いいたします。</p>	<p>成年後見制度は、判断能力が十分ではない人を援助するため、債務の多寡にかかわらず、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、成年後見人等が財産の管理や生活支援、誤った判断に基づいて行った行為を取り消すなどの活動を行い、成年被後見人等を保護する制度です。</p> <p>本計画においては、成年被後見人等のみならず成年後見人等への支援を拡大することにより、親族等の負担の軽減を目指します。</p> <p>また、法律、福祉等の専門職が成年後見人等を務める場合にあっても、専門外の問題に関して相談・協議できる体制を整備することにより、成年被後見人等の求める成年後見活動の実現を図ります。</p>	2	①
成年後見制度の利用環境の整備				
9	<p>北九州市利用促進計画では、中核機関の速やかな設置と段階的な機能の整備を目指すとしており、妥当なものだと考える。しかし、この中核機関の設置に関し、「複数団体への機能の分散等を含め検討」とされている点について、実際に機能を分散する方法を実施する場合には、その役割分担のあり方や共有する情報に含まれる個人情報情報の取扱い等を十分に検討し、明らかにすることが必要と考える。</p>	<p>国の基本計画に定める中核機関に求められる機能は、4つ(ア 広報機能、イ 相談機能、ウ 成年後見制度利用促進機能、エ 後見人支援機能)あり、本市では求められる機能の一部をすでに事業実施しているところではある。</p> <p>中核機関の設置にあたっては、既存の事業を活かしながら、成年後見制度の利用促進に向けた環境の整備を段階的に進めていきたいと考えております。</p> <p>市民後見人の養成や親族後見人に対する研修については、既存事業を活かし、実施したいと考えております。</p> <p>今後、機能の分散等を含め検討していく中で整理して参ります。</p>	3	③

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
10	<p>北九州市利用促進計画では、中核機関は、「市民後見人や法人後見人の名簿を備えるよう努める」としているが、この名簿が中核機関においてどのように用いられるか、また、利用主体が、中核機関のみであるのかがあきらかでないので、名簿の利用方法、利用主体を明記することを明らかにすることが必要と考える。また、北九州市利用促進計画では、市民後見人、法人の名簿についてのみ言及のみがなされているが、北九州市利用促進計画第1・第2において報告がなされているように、現在我が国の成年後見制度において全体の65%にのぼる成年後見人等を供給している法律・福祉の専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)と中核機関との連携が不可欠であるところ、この点についての計画が示されていない。中核機関に寄せられる相談の中には、成年後見人を支援する親族がいない市民からのものが多数含まれることが予想される以上、成年後見制度利用促進法の基本理念に則り、専門職団体との協力・連携が市民の権利擁護にとって必要不可欠であるものと考えられるので、今後その点についても十分に検討し、計画において明らかにすることが必要と考える。</p>	<p>国の基本計画においては、成年後見制度利用促進機能において、成年後見人等の受任調整について明記されており、受任調整の実施にあたって、中核機関において後見人候補者となる名簿の保有が求められているところ。本市においては、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを実施するにあたって、まずは、制度理解を深めるための広報や相談窓口の整備、後見人支援の充実を図ってまいりたいと考えております。中核機関と専門職団体の連携体制の仕組みづくりについては、専門職団体と協議・検討して参りたいと考えております。</p>	3	③
11	<p>理解しやすい情報提供をする必要があります。制度の目的を「判断能力が十分でない人を援助するため」と示すのは厳密に言うときのために、任意後見との違いを理解できていない人がいるのではないかと思います。常に判断能力を欠く状態の利用が約8割を占めていることから、もどろい段階で相談することがのぞましいか迷うこともあるのではと推測します。成年後見制度を正しく理解してもらおうとともに、利用しやすい環境整備が重要と考えます。周知・広報の方法としては、市のホームページをはじめ、広報誌、地域の集まりや講演会等の活用、介護支援専門員等の専門職への研修等とおした周知などがあると思いますが、広報時には、説明とともに具体的な事例を紹介することや、制度の利用で良かった体験の声を掲載することも効果的かと思えます。</p>	<p>御意見のとおり、高齢期への備えとして成年後見制度について理解していただくために、効果的な広報活動を行う必要があると考えております。いただいた御意見を参考に、専門職団体とも連携して幅広く周知・広報活動に努めます。</p>	2	①

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
12	<p>現在「みと」は一般相談支援も行っているが主として「市長申立て」における事務委託や後見受任を行っている現状がある。「みと」が中核機関となった場合、相談窓口としての「みと」と中核機関としての「みと」をどう棲み分けるのか。また、「みと」が中核機関となった場合戸畑区が生活圏内でない相談者への対応はどのように考えているのかをお聞きしたい。現在、地域包括支援センターや高齢者・障害者相談係、基幹相談支援センター等も成年後見制度に関する相談や研修、専門職団体との連携が図られているように思う。中核機関に限らず様々な相談機関があることも触れていた方が良いのではないかと。</p>	<p>現時点において中核機関について、具体的には決定しておりませんが、適切な事業者を選定するとともに、既存の相談窓口や専門職団体との密な連携を図って参ります。</p> <p>なお、一般社団法人北九州成年後見センター「みと」では、御意見のとおり一般の相談の他、市長申立における事務について本市と委託契約を締結し、事業を実施しております。</p> <p>一般相談は市長申立事務とは別に対応しており、平成30年度の相談件数は延205件ありました。</p> <p>一般相談は、地域包括支援センターや高齢者・障害者相談係、基幹相談支援センター等の窓口や電話対応の他、相談者の状況により訪問による相談も受け付けており、生活圏域外の市民への対応についても柔軟に対応しています。</p>	3	③
その他				
13	<p>私は、四年前、叔母の「後見人申立て書」を作成して家庭裁判所へ専門職に依頼をしないで、独自で提出し、1ヶ月程度で受理されました。しかし、申立て書作成に係わる準備（申立て書の書き方・提出書類等の集め方）段階から、裁判所に提出した後のヒアリング等一般市民が一連の作業をすることは、現状では不可能と考えます。多額の費用を支払って専門職の皆さんへ依頼し、肩代わりをお願いしているのが現状です。これらの問題が成年後見制度促進につながる原因の一つであると考えます。現状では、一定の専門知識がないと提出が不可能な申立て書・提出書類の簡略化を国レベルで検討が必要と考えます。</p>	<p>今後、政令指定都市間での会議などで、他政令指定都市と意見交換をし、国にもはたらきかけていくこととします。</p>	2	③

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
14	家庭裁判所に関わる「金銭面」から考えると、(1)後見人を「親族」等の比率を60%程度(現状26%)まで引き上げが必要と考えます。(2)専門職(弁護士等)の後見人の比率は、65%で職務としては「預貯金の管理」「契約行為」等で身の回りの世話等は家族が行っているのが現状である。親族の後見人の場合、預貯金管理を問題視するが、家庭裁判所、後見人の監督者(一般的に専門職がつく)のチェック機能を強化すれば十分に対応は可能と考えます。(3)専門職の報酬額は親族に公表すべきで、多額な報酬にみあった仕事をしてもらえるのか依頼する前に検討できるシステムと後見人の選定理由の公表が必要と考えます。なお、現在は、裁判所の判断で報酬額は、公表されていないが、理由は定かではありません。	今後、政令指定都市間での会議などで、他政令指定都市と意見交換をし、国にもはたらきかけていくこととします。	2	③
15	中核機関による受任調整については、名簿の利用に関連し、北九州市利用促進計画においては、成年後見制度利用促進基本計画において整備が求められている中核機関による受任者調整(①申立の妥当性検討、②適切な後見人選び、③本人との相性の確認)についての言及がない。受任調整は、現在の成年後見制度の問題を改善するため極めて重要な問題であり、中核機関が公平中立な立場で受任者調整機能を果たすには、家庭裁判所や権利擁護の専門職団体を加えた協議会(受任者調整会議)の常設が必要になると考える。北九州利用促進計画では、中核機関における受任者調整機能がどのように位置づけられるのか明らかではないので、今後その点についても十分に検討し、北九州市利用促進計画において明らかにすることが必要と考える。なお、受任調整会議の運営にあたっては、公平中立な運営が求められるので、市民後見人を名簿に登載する法人が中核機関の委託を受ける場合などには特に受任調整会議の公平中立な運営について留意が必要と考える	国の計画において、中核機関が担うべき成年後見制度利用促進機能としては、 (a)受任者調整(マッチング)等の支援 (b)担い手の育成・活動の促進 (c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 があげられています。本市では、(b)を優先し、(a)(c)については、今後、情報収集後、ノウハウを蓄積しながら、検討を進めて参ります。	3	③

「（仮称）北九州市成年後見制度利用促進計画」素案に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ①計画に掲載済み、又は現在実施中・計画期間中に実施予定
- ②追加・修正あり
- ③追加・修正なし

NO.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
16	加齢に伴い誰も心身の不安だけでなく財産、暮らす場所等への不安は大きくなります。身寄りのない単身高齢者、障がい者、子どもがいても疎遠な親子関係、未婚者が増えていく中、不安を感じるときに気軽に相談できる窓口が身近にあることを周知させることは重要です。現状では、高齢者であっても地域包括支援センターの機能を知らない人が多いのではと推測しますが、地域に相談窓口があることを周知させることは、制度を利用しやすくする環境整備の第一歩と考えます。	本市では、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う総合相談窓口として、市内24圏域に地域包括支援センターを設置しています。 御意見にあるように、成年後見制度を利用しやすくする環境を整備する上で、地域包括支援センターが高齢者の方々やその御家族にとって身近な相談窓口となることは重要だと考えております。 引き続き、地域包括支援センターの機能を含めた周知に努め、身近な相談窓口となるように取り組んで参ります。	2	①
17	成年後見制度の普及のPR活動（ポスター等を使って市民が周知できる環境と声掛け） 行政（市・区単位）の専門の窓口の設置（守秘義務の見地から）と人材育成 * 必要な人への適切な対応が、身近な行政機関でできる環境整備（ワンストップ型） * 必要な人が、身近な行政機関を知り得るPR活動（市民センター等のスペース利用） * 専門職への依頼は多額の費用が必要なので、申立て書の作成のアドバイス程度はできる人材育成 * 「らいと」等の関係機関が設置されているが、十分に機能しているのか。行政との役割分担がどの様になっているかよくわからない。	本市ではこれまでも、権利擁護をテーマとした高齢者・障害者研修会や地域包括支援センターでの相談活動等を実施してきましたが、市民アンケートを見ますとまだまだ市民への周知は不十分です。今後、専門職団体と連携し、成年後見制度の普及のための効果的な広報活動の他、相談者の状態に応じて適切な相談窓口の情報等を提供できる体制を整備して参ります。	2	①
18	任意後見人制度の利用は現在2%程度だが、将来、被後見人になる方が、元気な時に自分で後見人を選任できる制度であるため、任意後見人制度の普及を同時に行ってほしい。任意後見人の選任は公正証書でき、依頼者が被後見人になった時、身の回りの希望等を事前把握が可能であり、多くのメリットがあるので、検討していただきたい。	成年後見制度の利用にあたっては、自己決定権の尊重や残能力の活用等、本人の希望に沿う支援となることが重要です。 御意見にあるように、本人の意思決定を反映できる、保佐・補助や任意後見による成年後見制度の利用の促進は、本人の意思の尊重に大きな役割を発揮すると考えております。 市民向けに分かりやすいパンフレットの作成行う等、成年後見制度に関わる各団体と連携し、任意後見人、保佐・補助の理解が深まるような広報活動に努めて参ります。	2	③